

国 有 林 材 公 売 の ご 案 内

〔令和7年度 第7回立木資格付一般競争入札〕

入札日： 令和7年11月5日（水）

入札場所： 青森森林管理署 会議室

入札書受付時間： 入札日当日 9時45分から10時00分

開札時刻： 10時00分 締切即時開札

入札物件： 売払物件明細書のとおり



青 森 森 林 管 理 署

〒038-0011 青森市篠田3丁目22-16 TEL 050-3160-5880

立木公売等の公告

(第 7 回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 令和 7 年 11 月 5 日(水)10 時 00 分締切 即時開札
2. 入札及び開札の場所 青森森林管理署 入札場
3. 現地案内 別紙1立木公売物件現地案内のとおり
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び物件一覧表のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
 - (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して 15 日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明を入れ、書留郵便により入札前日の 11 月 4 日(火)17 時までには必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおり
郵便番号 038-0011
住 所 青森県青森市篠田三丁目22番16号
宛 先 青森森林管理署長
入札書在中(朱書きで記載)
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 11 月 14 日(金)までとします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20 日以内とします。
8. 代金の延納
 - (1) 延納期限は、法令の定める範囲内とします。
 - (2) 延納利息は、法令の定めにより 1.70 %とします。
 - (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

9. 特約条項及び特約事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特記事項(共通)のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。

10. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率 10%)とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号 10.00% 3 号 2.00% 4 号 3.00% 5 号 2.00% 6 号 10.00% 8 号 3.00% 9 号 2.50%

15 号 2.00% 17 号 2.00% 49 号 2.00% 51 号 10.00% 52 号 10.00%

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに記載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県青森市篠田三丁目22番16号

青森森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ TEL:017-781-0131

令和7年 10 月 22 日

分任契約担当官

青森森林管理署長 黒木 尚

別紙

1 延納をみとめる対象と期限

延 納 を 認 め る 対 象	延 納 期 限
ア．立木を売り払う場合で、1 件の売払代金が 150 万円以上となる時	6 箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1 件の売払数量が 1 千立方メートル以上の場合において、都府県の地域で売り払うときは 10 箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは 12 箇月以内。
イ．素材を売り払う場合で、1 件の売払代金が 60 万円以上となる時	6 箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは 8 箇月以内。
ウ．災害救助のため、立木又は素材を売り払う時	6 箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は 1 年以内。

入 札 条 件

1 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。

(2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3 暴力団に関する誓約事項

入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

4 売払物件の熟覧等

別紙の売り払い物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

5 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないものの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したもの）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無い、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) 前記 3 の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき
- (12) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

11 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧ください。

12 入札書用紙

入札書の用紙は、当署ホームページからダウンロードいただくか、青森森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

13 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

14 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正、取消等は認めません。

15 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額 10%を加算した金額の 5 %以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

17 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特記事項（共通）

「国有林野事業林産物売買契約約款」及び買受公売物件明細書の「特約条項及び特記事項」のほか、下記事項を遵守すること。

1. 売払い物件に起因して、第三者等に損害を与えた場合、乙はその損害の賠償を負うこと。
2. 搬出路及び土場敷の設定が伐区外へ及ぶ場合は、その区域が保安林となっている箇所があることから、保安林に関する手続きを作業着手3週間以上前までに行うこと。
3. 沢縁を集材又は沢を横断する際は、河川等を汚濁して下流域に被害を与えないよう防止措置をすること。
4. 林道上で重機による伐木造材及び集材は行わないものとする。
5. 雨または融雪時等の運材にあたっては、林道破損防止及び車両運行安全確保に努めるとともに、林道等に接続する公道を汚さないようにすること。伐出作業等終了前に必ず管轄する森林官等に連絡を取り、林道補修について現地確認を受け、補修を行うものとする。ただし、森林官等が林道補修を不要と判断した場合は、この限りではない。
6. 土場、沢縁並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理するものとする。
7. 作設する搬出路及び土場で生じた切り取り土石等が、崩落及び流出しないよう措置をすること。
8. 搬出にあたっては、残存木を損傷しないように必要な対策をすること。
9. 官民地界に接している箇所については、境界標を損傷しないよう対策をすること。
10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その原状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うこと。
11. 調査区域は、外縁立木を赤スプレーで表示しており、調査区域外の立木は売払い対象外となるので、伐採・搬出に際し、損傷しないようにすること。
12. 買受人は、民有地を搬出路及び土場として使用する場合は、事前に土地所有者に使用承諾を得たうえで、作業に着手すること。
13. 買受物件が皆伐の場合は、全て伐採すること。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処すること。
14. 作業着手前に、物件が所在する市町村（支所）担当者へ事業計画を説明し、必要に応じて調整を図ること。

15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
16. 「森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）」5事業実施後の整理（1）枝条・残材の整理 に関して、特に伐倒後の採材において発生する根元材・梢端材を極力林内に残置することのない作業方法に努めることとし、木質バイオマス資材等への有効活用を図ること。

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応する。

青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害（正式名称：ブナ科樹木萎凋病）は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）という媒介昆虫の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、県内市町村の被害状況に応じた「**ナラ類の伐採・移動・利用**」の際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等）

留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

区 分	生立木の伐採	移動・利用	
		未被害木	被害木
被害発生市町村 (A)	6月～9月は伐採しない	【移動】ナラ類は原則として、 <u>Bへ移動しない</u>	
		・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合、 <u>A・Bへ移動可</u>	・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は <u>Aで移動可</u>
		【利用】5月までに利用すること	
		【薪利用】カシナガが蛹化する前の3月末までに割材すること	
		・健全木であることを十分に確認した上で <u>A・Bへの移動可</u>	・原則として、 <u>Aで利用</u> ・ <u>Bに移動する場合は、割材した翌シーズンの10月以降</u>
未被害市町村 (B)	6月～9月は極力伐採しない	伐採木の移動や利用について制限なし 【利用】 <u>Aからカシナガを誘引する可能性がある</u> ので、伐採木等は放置せず、5月までに利用すること	

A：青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、佐井村

B：平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村

利用期間…被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、シーズン（7月～翌年6月）内に確認された被害木の利用については、原則として同シーズンの5月までとする

利用方法…破砕（粉碎）・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

ナラ枯れ被害発生市町村位置図

被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

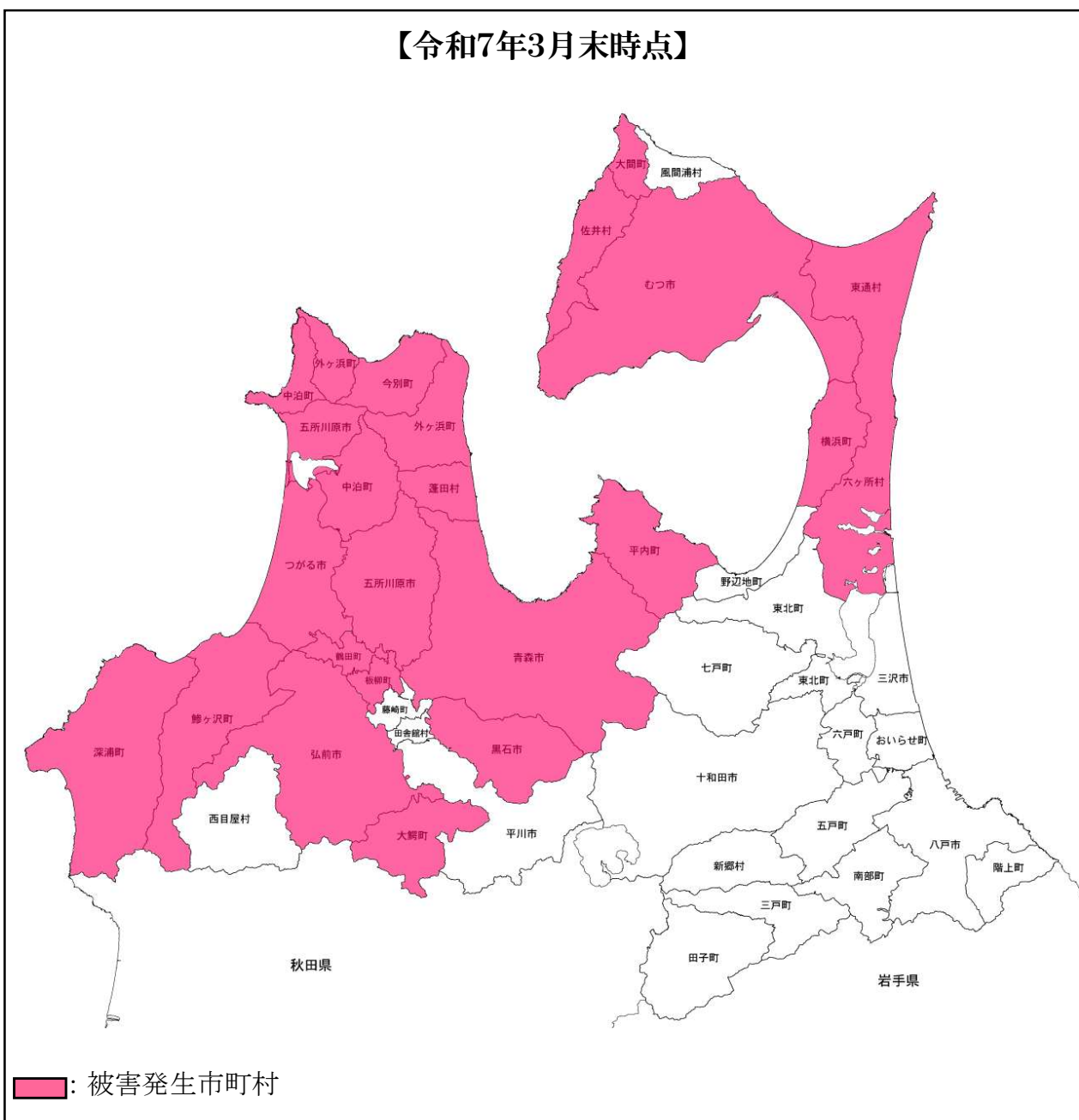
被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらの QR コードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます

【令和7年3月末時点】



留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、カシナガが盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカシナガが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村では、この期間に伐採を行わないでください。

また、未被害市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

- 「巻枯らし※」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カシナガ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する農林水産事務所に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm（木材チップパーにより破碎する場合は15mm）以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根もカシナガを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

【スケジュール】

	1シーズン				2シーズン												3シーズン									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
被害発生市町村			伐採しない													伐採しない										
			カシナガ活動期													カシナガ活動期										
未被害市町村			極力伐採しない													極力伐採しない										

② ナラ類の移動

被害木（枯死木、衰弱木、枯れていないがフラスが確認された木を含む）には、カシナガが潜んでいる可能性があり、移動先でカシナガが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害発生市町村内のナラ類は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のナラ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為になります。
・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

【被害発生市町村からの移動の特例】

被害を受ける前にナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止につながりますが、本留意事項が更新伐の妨げにならないよう、伐採後に適切に利用される場合は、下記区分を遵守頂いた上で、移動できるものとします。

(1) 被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

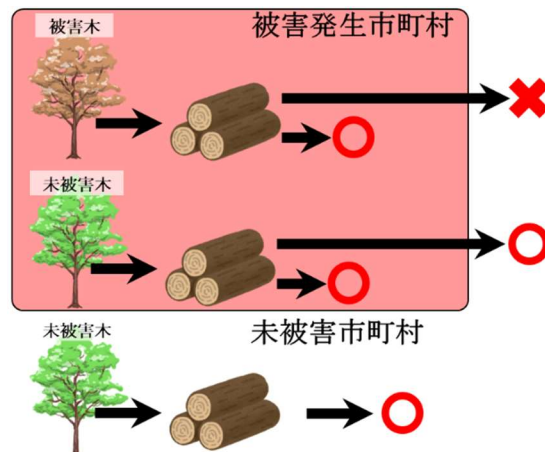
(2) 未被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

未被害木の利用は③、④に定める「伐採木の利用」に準ずる。

【スケジュール】

		1シーズン					2シーズン										3シーズン								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生市町村	被害木																								
	未被害木																								
未被害市町村																									



③ 伐採木の利用

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として、5月末までに利用してください。

【利用する場合】

- ・ 破砕…破砕後の厚さが6mm（木材チップパーにより破砕する場合は15mm）以下になるよう破砕すること（チップ化・ペレット化もこれに準ずる）
 - ・ 炭化…木炭などに炭化又は、薪として焼却すること
 - ・ 製材…木材に加工すること
- ※原木きのこ用のほだ木…ほだ木については利用期限を設けず、複数年での利用を可能とするが、カシナガ活動期に移動しないこと
また、万が一フラスが確認された場合は、被害木として扱い、5月末までに破砕、炭化又は駆除すること

【スケジュール】

		1シーズン					2シーズン												3シーズン								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
被害発生市町村	被害木																										
	未被害木																										
未被害市町村																											

カシナガ活動期

5月末までに破砕、炭化、製材

被害発生市町村内で移動

被害木の駆除

カシナガ活動期

ほだ木利用

ほだ木利用

移動しない

移動しない

移動可能

【参考：駆除する場合】

- ・ くん蒸処理…くん蒸剤により、くん蒸殺虫すること
- ・ 焼却…被害木を焼却すること

④ 伐採木の薪利用

令和3年～4年度にかけて、被害木を適期に割材することによる駆除効果について検証した結果、一定の駆除効果が見込まれることが実証されました。

【検証結果】

- ・ 割材することで材が乾燥し、カシナガの幼虫が材内から脱出し死亡する
 - ・ 割材することで含水率が55%程度に低下すると餌となる共生菌が育成できないため、材内のカシナガも死亡する
- カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、カシナガが蛹化する前の3月末までに割材する。
- 少ないながらもカシナガが薪から脱出しているため、被害木から製作した薪を未被害地に持ち込むことは、被害拡大の原因となる。

この結果を踏まえ、被害発生市町村内のナラ類の利用促進対策として、次ページの区分を遵守頂いた上で、利用できるものとします。

(1) 被害木を加工した薪

3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。
 未被害市町村に移動する場合は、薪内に潜んでいる可能性があるカシナガが羽化脱出した後の、割材した翌シーズンの10月以降から可能とする。

(2) 未被害木を加工した薪

健全木である（穿入孔がなく、フラスが出ていない）ことを十分に確認し、
 3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

※薪加工…1辺の長さ7～8cm程度に割材したものを指す。

【スケジュール】

		1シーズン						2シーズン												3シーズン											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
被害発生市町村	被害木								3月までに割材						被害発生市町村内で保管																
	未被害木								カシナガ活動期						被害発生市町村内で移動						カシナガ活動期										
未被害市町村									3月までに割材						移動可能																
									移動しない						移動可能						移動可能										

⑤ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カシナガが潜んでいる可能性があります。

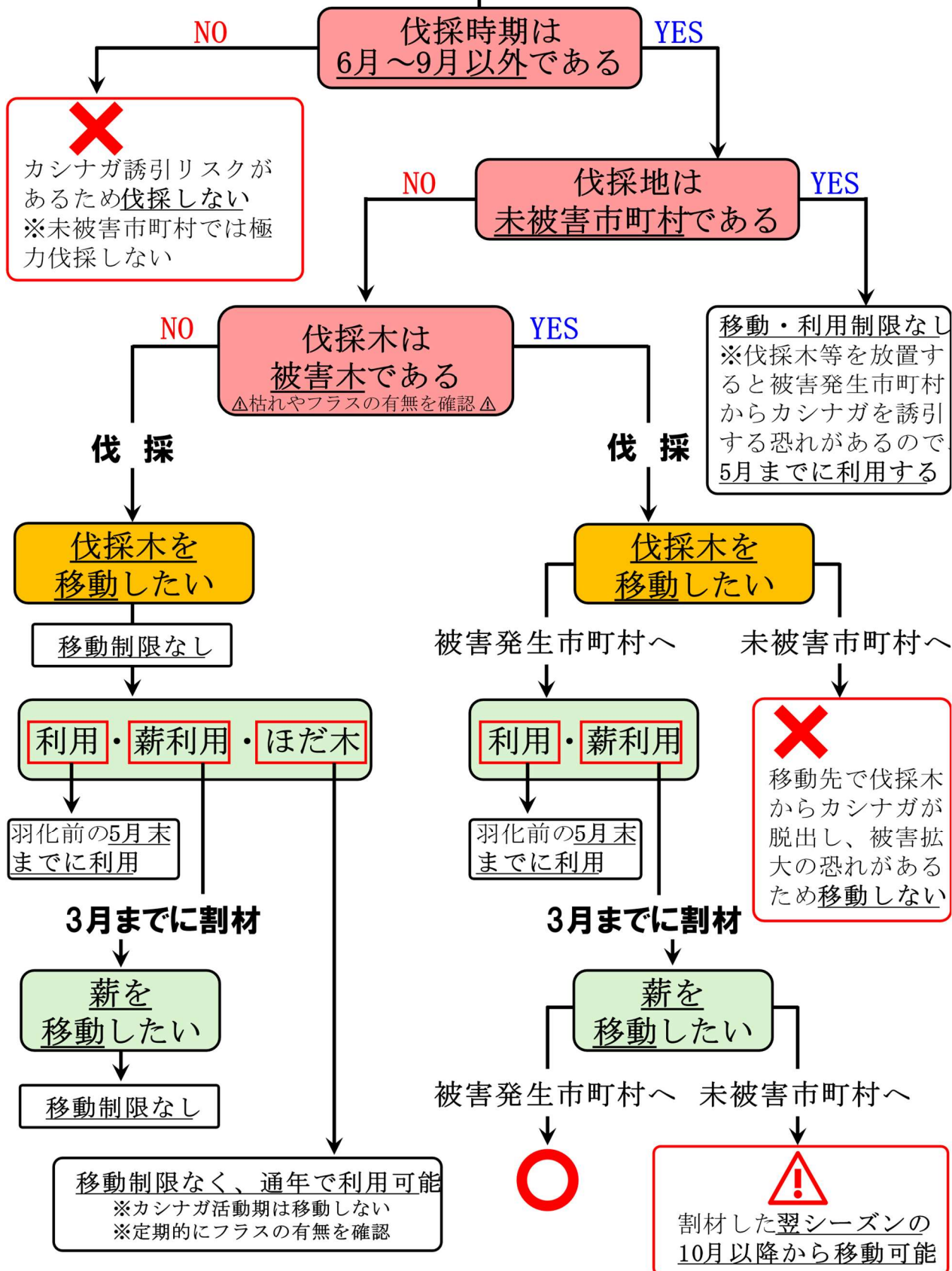
発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所 鱒ヶ沢水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

留意事項を踏まえたナラ類の取扱いフロー



森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け22林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 森林作業道

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。
- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3 mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18% (10°) 程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25% (14°) 程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分 (59°)、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分 (73°、岩石) とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割 (45°) 程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第2 集材路・土場

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認（別紙1参照）

- ① 集材路・土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路・土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路・土場をかん入する。
- ② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。
- ④ 集材路・土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 伐採の方法及び区域の設定

- ① 林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- ② 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- ③ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させない。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

3 集材路・土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。

- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
 - ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
 - ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
 - ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
 - ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
 - ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
 - ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
 - ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
 - ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。
- (2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮
- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
 - ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。
- (3) 生物多様性と景観への配慮
- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
 - ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 溪流横断箇所の処理

- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じてても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにするのを避ける。

5 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林官等に報告し、確認を受ける。

6 その他

- ① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ② 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

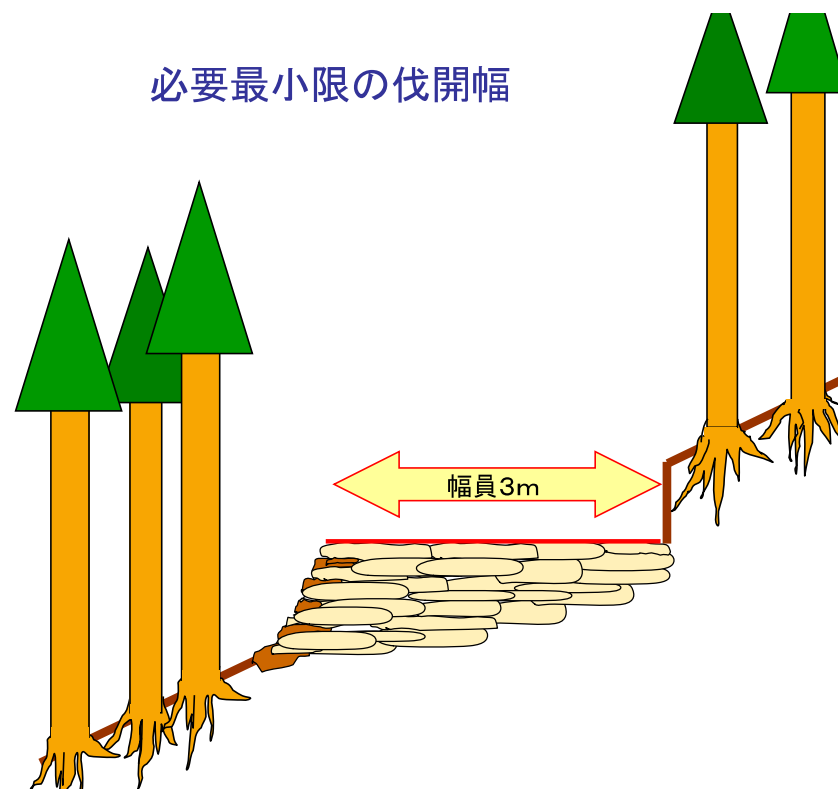
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐 採 す る 者 : _____

森林の所在場所 : _____

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ①林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ②伐採する区域の事前確認を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮し、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所を設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。	☐
(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下方にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林官等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐

チェック項目	確認
(５) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、森林官等と協議のうえ、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(６) 路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所できまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(７) 溪流横断箇所の処理 ①溪流横断箇所においては、流水が路面等にあふれ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(８) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☐
(９) 事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

青森森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積(m ³)					延納	搬出期間	備 考
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計			
1	今別町 今別町官行造林 2い林小班外1	官造	皆伐	5.67	70	カラマツ	4,967	327.43	828.01	405.90	422.02	1,983.36	民収分は否	36カ月	再販売
3	平内町 雷電林国有林 421わ林小班	分造	間伐	2.73	34	スギ	859	439.45		1.02		440.47	民収分は否	36カ月	再販売
4	平内町 石神山国有林 424わ2林小班	分造	皆伐	2.49	47	アカマツ	5,899			583.49	206.81	790.30	民収分は否	36カ月	再販売
5	平内町 月泊山国有林 435た林小班	分造	間伐	2.47	36	スギ	1,257	435.49		1.82	9.57	446.88	民収分は否	36カ月	再販売
6	平内町 月泊山国有林 435れ林小班	分造	皆伐	2.82	64	スギ	4,377	131.94		17.27	514.35	663.56	民収分は否	36カ月	再販売
8	外ヶ浜町 塩越国有林 540と林小班	分造	皆伐	2.75	71	スギ	3,571	1,653.56		4.02	48.06	1,705.64	民収分は否	36カ月	再販売
9	外ヶ浜町 西小国山国有林 629る4林小班	分造	間伐	1.37	42	スギ	661	260.80		0.04		260.84	民収分は否	36カ月	再販売
15	外ヶ浜町 増川山国有林 871ほ林小班外2	分造	皆伐	10.00	51～54	スギ	26,373	2,628.97		388.98	641.59	3,659.54	民収分は否	60カ月	再販売
17	今別町 今別山国有林 912ぬ林小班	分造	皆伐	5.81	54	スギ	7,967	3,484.29		364.78	182.55	4,031.62	民収分は否	36カ月	再販売
49	青森市 田澤山国有林 101り林小班	分造	皆伐	6.83	56	スギ	10,198	2,762.68		44.67	476.52	3,283.87	民収分は否	36カ月	再販売
51	青森市 北駒込山国有林 210ぬ3林小班外3	分造	皆伐	20.93	51	スギ	13,328	5,311.62		706.21	668.64	6,686.47	民収分は否	60カ月	再販売
52	青森市 北駒込山国有林 210ぬ8林小班外5	分造	皆伐	19.09	50～51	スギ	24,931	4,883.10		193.92	399.69	5,476.71	民収分は否	60カ月	再販売
合計				82.96			104,388	22,319.33	828.01	2,712.12	3,569.80	29,429.26			

(別紙1)

現地案内実施日		
物件番号	日時	集合場所
希望制	10月30日(木)午前10時～	青森森林管理署駐車場 〒038-0011 青森市篠田3丁目22-16
※希望される方は前日までご連絡をお願い致します。 備考 当日来署された際は、経営担当までご連絡又は署内にてお声掛けください。 都合により、集合場所、集合時間の変更を行う場合がありますのでご了承ください。 TEL 050-3160-5880		